土砂災害（特別）警戒区域について

土砂災害には、「地すべり」、「土石流」、「がけ崩れ」の3種類があり、これらが発生するおそれのある区域は、土砂災害防止法に基づき「土砂災害（特別）警戒区域」として東京都が指定しています。
なお、大田区の場合、計96区域は全て「がけ崩れ」のおそれのある区域として指定されています。
区域の指定要件については、以下のとおりです。

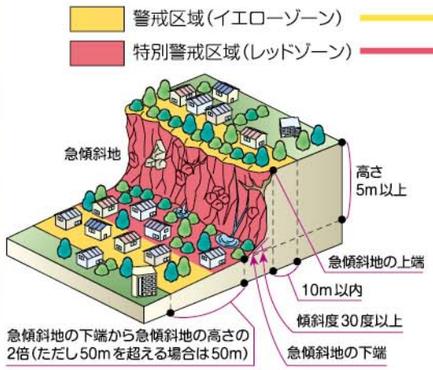

土砂災害警戒区域（通称：イエローゾーン）

土砂災害が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われます。

●がけ崩れ（急傾斜地の崩壊）の指定範囲
- 傾斜度が30度以上で高さが5メートル以上の区域
- 急傾斜地の上端から水平距離が10メートル以内の区域
- 急傾斜地の下端から急傾斜地の高さの2倍（50メートルを超える場合は50メートル）以内の区域

土砂災害特別警戒区域（通称：レッドゾーン）

土砂災害警戒区域（イエローゾーン）の内側にあって、土砂災害が発生した場合に、建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われます。

土砂災害に関する気象情報とがけ崩れの前兆について

大雨注意報（土砂災害） → 大雨警報（土砂災害） → 土砂災害警戒情報

低 ―― 土砂災害（がけ崩れ）発生のおそれ ―― 高

以下のような前兆現象が確認された場合、がけ崩れ発生のおそれが高まっています。
直ちに避難するか、頑丈な建物の崖地から離れた場所に避難してください。

前兆現象

斜面から水がふき出す　小石がパラパラ落ちてくる　がけに割れ目が見える

急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）

雨や雪どけ水、地震などの影響によって急激に斜面が崩れ落ちる現象

前兆現象に注意し、がけ崩れが発生する前に避難するように心がけてください。
避難のポイントについては
4ページを参照してください。

◆土砂災害警戒情報とは

土砂災害警戒情報は、大雨警報（土砂災害）の発表中に、さらに土砂災害危険度が高まったときに気象庁と東京都が共同で発表する情報です。土砂災害警戒情報が発表されたら、急傾斜地の近くなど、がけ崩れの発生しやすい地区にお住いの方は、早めの避難を心がけるとともに、大田区から発信される避難情報等に注意してください。

©大田区

避難情報（警戒レベル）について

土砂災害や風水害の発生が高まった状況では、以下のような情報が大田区または気象庁から公表されます。

	警戒レベル	避難情報等	とるべき行動
大田区が発令	警戒レベル５	緊急安全確保	災害が発生している状況です。命を守るための最善の行動をしましょう。
大田区が発令	警戒レベル４《全員避難》	避難指示	速やかに避難しましょう。水平避難が危険な場合は、自宅や近くの安全な場所に避難しましょう。
大田区が発令	警戒レベル３	高齢者等避難	避難に時間を要する方とその支援者は避難しましょう。その他の人は避難の準備を整えましょう。
気象庁が発表	警戒レベル２	大雨注意報 洪水注意報等	避難に備え、ハザードマップ等で自らの避難行動を確認しましょう。
気象庁が発表	警戒レベル１	早期注意情報	災害への心構えを高めましょう。

この他に、大雨警報等の警戒レベル「相当情報」があります。これは、気象庁等から発表されるものであり、大田区が直接避難を呼びかけるものではありません。

土砂災害における警戒レベルの発令基準

	警戒レベル	条　件
大田区が発令	警戒レベル５	土砂災害が発生したことを区が確認した場合
大田区が発令	警戒レベル４	土砂災害警戒情報及び土砂キキクル（非常に危険・紫）（※）以上
大田区が発令	警戒レベル３	大雨警報（土砂災害）及び土砂キキクル（警戒・赤）（※）以上
気象庁が発表	警戒レベル２	大雨注意報（土砂災害）が発表された場合 など
気象庁が発表	警戒レベル１	早期注意情報（気象庁が発表）

※土砂キキクルのイメージについては、3ページを参照ください。